

第Ⅰ章 調査に至る経緯

茅ヶ崎市では都市整備事業の一環として公共下水道の整備を実施している。これらの公共下水道の多くは道路下を網の目状に配備されていくため、必然的に埋蔵文化財包蔵地内においても工事を行う必要が生じるものである。そして、工事方法の多くは道路下深くに管を埋設するものであり、工事に伴う遺跡破壊は免れないという事実がある。また、管の埋設に伴う工事の幅は1m前後であるが、その延長距離は長く破壊を受けるため総面積は膨大な量となる。茅ヶ崎市教育委員会(以下、「市教育委員会」という)では文化財保護の立場から下水道部と協議を重ねた結果、工事内容の公共性を鑑み、工事に先立ち「記録保存」のための発掘調査を行うことで対応することとなった。

公共下水道関連の調査は全国に先駆けて昭和63(1988)年度より実施しており、当初は工事と並行しながら調査を行うなど調査方法の試行錯誤が続いた。その後、経常的に調査を重ねていく中で関係者間の理解を得て工事に先行して独自に調査を行う方法が確立した。その方法とは工事予定区間に對して地域住民の生活に支障のないようにトレーンチ状の調査区を設定し、必要に応じて調査部分の拡張を行うものである。

調査はその公共性を踏まえて当初は市教育委員会に事務局を置く茅ヶ崎市埋蔵文化財調査会が実施していた。平成8(1996)年からは調査方法のノウハウを引継ぎ財団法人茅ヶ崎市文化振興財団(現:公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団)が実施し、令和元年度末に同財団の埋蔵文化財部門が廃止になるまで継続し現在に至っている。

現在行われている発掘調査の多くは面的な広がりを持つ調査区を設定するが、公共下水道関連の発掘調査では遺跡を線的に捉えていくものであり、調査の成果は他と異なるものとなっている。面的な調査では限られた範囲内における遺構の正確な状況が把握できるが、線的な調査では遺構の全容を把握することは難しいものである。一方、線的な調査では遺跡範囲を広く長く調査するため、遺構の粗密や地形の把握を効果的に行うことができる。面的な調査と線的な調査の結果を補完し合うことにより、より正確な遺跡の情報を引き出すことができるものであり、公共下水道関連の調査の持つ重要性は極めて大きいものであるといえる。

平成11(1999)年度に実施する公共下水道関連工事については事業担当課である茅ヶ崎市下水道部下水道建設課より、市教育委員会教育推進部生涯学習課に対し埋蔵文化財の取り扱いについての照会がされた。市教育委員会は埋蔵文化財包蔵地内における事業に対して必要部分について工事着手前に記録保存のための発掘調査を行う旨の指導を行った。その後両者の協議により、発掘調査の対象となる調査地点と調査予定範囲が選定され、次の6遺跡が調査対象となった。

室田	大縄下遺跡	茅ヶ崎市室田三丁目12番32号外	隣接市道0208・3136号線	
				L = 220.0m
松林	網久保B遺跡	茅ヶ崎市松林一丁目6番12号外	隣接市道3197号線	
				L = 220.0m
松林	流し面B遺跡	茅ヶ崎市松林二丁目2番38号外	隣接市道3200号線	
				L = 220.0m

第 I 章 調査に至る経緯

小和田	吹切遺跡	茅ヶ崎市小和田三丁目1番8号外	隣接市道3008・3007号線
			L = 150.0m
小和田	宿遺跡	茅ヶ崎市小和田一丁目18番1号外	隣接市道3109・3113・3107号線
			L = 420.0m
赤羽根	六図 C 遺跡	茅ヶ崎市赤羽根2476外	隣接県道44号伊勢原藤沢線
			L = 40.0m

現地発掘調査業務は同下水道建設課より財団法人茅ヶ崎市文化振興財団に委託された。各調査地点の現地発掘調査に先がけ関係者が現地を視察し、調査地点と調査延長距離の再確認を行い、以下の調査延長距離で調査を行うこととなった。なお、カッコに示した調査延長距離は実際に発掘調査された延長距離である。

室田	大縄下遺跡	L = 220.0m(40.2m)
松林	網久保 B 遺跡	L = 220.0m(39.1m)
松林	流し面 B 遺跡	L = 220.0m(56.6m)
小和田	吹切遺跡	L = 150.0m(67.5m)
小和田	宿遺跡	L = 420.0m(78.5m)
赤羽根	六図 C 遺跡	L = 40.0m(27.1m)

調査対象地点はいずれも生活道路であり地域住民の移動に重要な役割を果たしていることから、終日通行止めを回避するため即日復旧を基本とした。よって復旧工事との兼ね合いから 1 日の調査区延長距離は 10m 前後を目安とした。現地発掘調査は以下の期間で行われた。

室田	大縄下遺跡	5月18日～8月19日
松林	網久保 B 遺跡	5月25日～5月28日
松林	流し面 B 遺跡	5月29日～6月5日
小和田	吹切遺跡	6月3日～7月22日
小和田	宿遺跡	6月9日～6月16日
赤羽根	六図 C 遺跡	6月15日～6月17日

第1表 発掘調査に係わる届出等の文書1

文書種別・内容	文書番号	日 付	発信者	受信者	備 考
室田 大綱下遺跡					
1 発掘調査の見積の依頼					
見積の依頼	茅下建第334号	平成11年 3月18日	事業主	財団理事長	
見積の回答	茅財文第169号	平成11年 3月30日	財団理事長	事業主	
2 発掘調査の委託契約の締結					
委託契約の締結	11茅財文第26号	平成11年 5月13日	事業主、財団理事長	—	
3 文化財保護法第57条に基づく埋蔵文化財発掘調査の届出					
発掘調査の届出	11茅財文第52-14号	平成11年 7月14日	財団理事長	県教育長	茅ヶ崎市経由
発掘調査の通知	生文11第5-171号	平成11年 8月 2日	県教育長	財団理事長	茅ヶ崎市経由
	11茅教社第118号	平成11年 8月10日	市教育長	財団理事長	
4 出土品の手続き					
文化財認定と県帰属の通知	生文11第5-171号	平成13年 5月 9日	県教育長	財団理事長	茅ヶ崎市経由
	13茅教生字第63号	平成13年 5月16日	市教育長	財団理事長	
松林 網久保B遺跡					
1 発掘調査の見積の依頼					
見積の依頼	茅下建第334号	平成11年 3月18日	事業主	財団理事長	
見積の回答	茅財文第169号	平成11年 3月30日	財団理事長	事業主	
2 発掘調査の委託契約の締結					
委託契約の締結	11茅財文第26号	平成11年 5月13日	事業主、財団理事長	—	
3 文化財保護法第57条に基づく埋蔵文化財発掘調査の届出					
発掘調査の届出	11茅財文第52-12号	平成11年 7月14日	財団理事長	県教育長	茅ヶ崎市経由
発掘調査の通知	生文11第5-169号	平成11年 8月 3日	県教育長	財団理事長	茅ヶ崎市経由
	11茅教社第118号	平成11年 8月10日	市教育長	財団理事長	
4 出土品の手続き					
文化財認定と県帰属の通知	生文11第5-169号	平成13年 5月 9日	県教育長	財団理事長	茅ヶ崎市経由
	13茅教生字第61号	平成13年 5月16日	市教育長	財団理事長	
松林 流し面B遺跡					
1 発掘調査の見積の依頼					
見積の依頼	茅下建第334号	平成11年 3月18日	事業主	財団理事長	
見積の回答	茅財文第169号	平成11年 3月30日	財団理事長	事業主	
2 発掘調査の委託契約の締結					
委託契約の締結	11茅財文第26号	平成11年 5月13日	事業主、財団理事長	—	
3 文化財保護法第57条に基づく埋蔵文化財発掘調査の届出					
発掘調査の届出	11茅財文第52-18号	平成11年 7月14日	財団理事長	県教育長	茅ヶ崎市経由
発掘調査の通知	生文11第5-175号	平成11年 8月 3日	県教育長	財団理事長	茅ヶ崎市経由
	11茅教社第118号	平成11年 8月10日	市教育長	財団理事長	
4 出土品の手続き					
文化財認定と県帰属の通知	生文11第5-175号	平成13年 5月 9日	県教育長	財団理事長	茅ヶ崎市経由
	13茅教生字第61号	平成13年 5月16日	市教育長	財団理事長	
小和田 吹切遺跡					
1 発掘調査の見積の依頼					
見積の依頼	茅下建第334号	平成11年 3月18日	事業主	財団理事長	
見積の回答	茅財文第169号	平成11年 3月30日	財団理事長	事業主	
2 発掘調査の委託契約の締結					
委託契約の締結	11茅財文第26号	平成11年 5月13日	事業主、財団理事長	—	
3 文化財保護法第57条に基づく埋蔵文化財発掘調査の届出					
発掘調査の届出	11茅財文第52-9号	平成11年 7月14日	財団理事長	県教育長	茅ヶ崎市経由
発掘調査の通知	生文11第5-166号	平成11年 8月 2日	県教育長	財団理事長	茅ヶ崎市経由
	11茅教社第118号	平成11年 8月10日	市教育長	財団理事長	
4 出土品の手続き					
文化財認定と県帰属の通知	生文11第5-166号	平成13年 5月 9日	県教育長	財団理事長	茅ヶ崎市経由
	13茅教生字第58号	平成13年 5月16日	市教育長	財団理事長	
小和田 宿遺跡					
1 発掘調査の見積の依頼					
見積の依頼	茅下建第334号	平成11年 3月18日	事業主	財団理事長	
見積の回答	茅財文第169号	平成11年 3月30日	財団理事長	事業主	
2 発掘調査の委託契約の締結					
委託契約の締結	11茅財文第26号	平成11年 5月13日	事業主、財団理事長	—	
3 文化財保護法第57条に基づく埋蔵文化財発掘調査の届出					
発掘調査の届出	11茅財文第52-10号	平成11年 7月14日	財団理事長	県教育長	茅ヶ崎市経由
発掘調査の通知	生文11第5-167号	平成11年 8月 2日	県教育長	財団理事長	茅ヶ崎市経由
	11茅教社第118号	平成11年 8月10日	市教育長	財団理事長	
4 出土品の手続き					
文化財認定と県帰属の通知	生文11第5-167号	平成13年 5月 9日	県教育長	財団理事長	茅ヶ崎市経由
	13茅教生字第59号	平成13年 5月16日	市教育長	財団理事長	

※名称・職名の略記 市長：茅ヶ崎市長 事業主：茅ヶ崎市 県教育長：神奈川県教育委員会教育長
市教育長：茅ヶ崎市教育委員会教育長 財団理事長：財団法人茅ヶ崎市文化振興財団理事長

第Ⅰ章 調査に至る経緯

第2表 発掘調査に係わる届出等の文書2

文書種別・内容	文書番号	日付	発信者	受信者	備考
赤羽根 六図C遺跡					
1 発掘調査の見積の依頼					
見積の依頼	茅下建第334号	平成11年3月18日	事業主	財団理事長	
見積の回答	茅財文第169号	平成11年3月30日	財団理事長	事業主	
2 発掘調査の委託契約の締結					
委託契約の締結	11茅財文第26号	平成11年5月13日	事業主、財団理事長	—	
3 文化財保護法第57条に基づく埋蔵文化財発掘調査の届出					
発掘調査の届出	11茅財文第52-6号	平成11年7月14日	財団理事長	県教育長	茅ヶ崎市経由
発掘調査の通知	生文11第5-163号	平成11年8月2日	県教育長	財団理事長	茅ヶ崎市経由
	11茅教社第118号	平成11年8月10日	市教育長	財団理事長	
4 出土品の手続き					
文化財認定と県帰属の通知	生文11第5-163号	平成13年5月9日	県教育長	財団理事長	茅ヶ崎市経由
	13茅教生学第55号	平成13年5月16日	市教育長	財団理事長	

※名称・職名の略記 市長：茅ヶ崎市長 事業主：茅ヶ崎市 県教育長：神奈川県教育委員会教育長
市教育長：茅ヶ崎市教育委員会教育長 財団理事長：財団法人茅ヶ崎市文化振興財団理事長